

# 次期鈴鹿市総合計画の策定方針について

令和4年10月3日  
鈴鹿市

# 1 次期鈴鹿市総合計画の策定に当たって

- ▶ 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想と、基本構想の実現を図るための基本計画などを策定することが、鈴鹿市まちづくり基本条例で定められている。
- ▶ 現在は、平成28年度から令和5年度までを計画期間とする鈴鹿市総合計画2023（以下「現計画」という。）に基づき、その基本構想に掲げる将来都市像である「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」の実現を目指して、地域との協働を図りながら、行政運営を進めている。
- ▶ 次期総合計画（以下「次期計画」という。）は、人口減少やSDGs、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）などといった本市を取り巻く環境の変化に適応した新たな時代のまちづくりのために、現計画終了後の令和6年度を初年度として策定していく。

## 現計画の取組

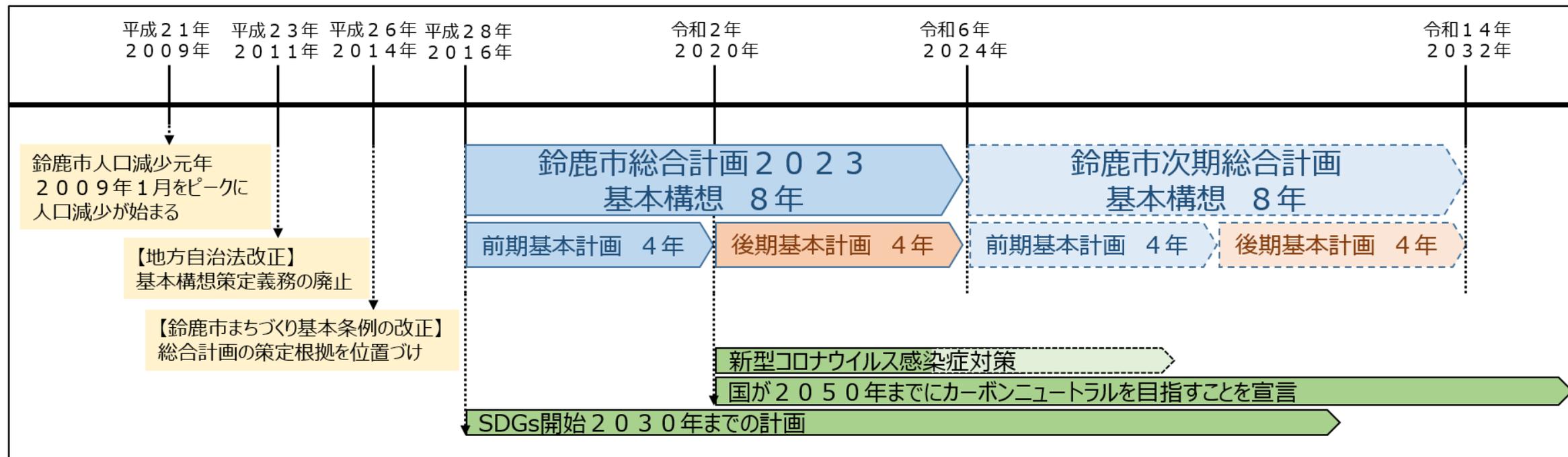
- ① 鈴鹿市まちづくり基本条例を改正し，総合計画の策定根拠を明確化
- ② 計画期間と市長の任期を整合
- ③ 個別計画の総合化を図り，トータルマネジメントシステムを構築
- ④ 地域の取組との協働を明記
- ⑤ 市政アンケートにおいて参加の意向を示した市民により構成した市民委員会で基本構想案を検討

## 現計画の課題

- ① 社会情勢が大きく変化しており，現計画で対応を明示できていない新たな課題も生じてきている。
- ② 内容が類似している総合計画と地方創生総合戦略の関係性を整理する必要がある。
- ③ めざすべき都市の状態，施策及び単位施策の位置付けについて記載内容を含めて検証を行うとともに，各マネジメントシステムの関係性をより明確にする必要がある。
- ④ 地域との協働の在り方も変遷するため，その状況に対応する必要がある。

# 3 策定の方向性①

次期計画は現計画の取組を継承することを基本とし、計画の内容を分かりやすくしていきます。



▲鈴鹿市の総合計画の期間と、大きな世間の流れ

# 3 策定の方向性②

## 社会情勢や新たなニーズへの対応

基本構想において国際的な目標であるSDGsとの関係性を明確にし、基本計画は、人口減少社会を前提とした内容とする。

また、市民のニーズをくみ取り、計画に反映するとともに、カーボンニュートラルやsociety 5.0, DXといった新たな要素を取り入れることを検討する。

## 総合計画と地方創生総合戦略の統合

第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略は現計画の後期基本計画における施策及び単位施策に基づき策定されているため、次期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、次期計画に統合して策定する。

## 基本構想と基本計画の関係性の整理

本市で実施する施策をより分かりやすくするため、基本構想と基本計画の関係性を整理し、その上で施策内容を具体的に記載する。指標を含めて計画全体を見直し、各施策が基本構想にどのように寄与するかを明確にする。

また、現計画を総括する中で、各マネジメントシステムの関係性の整理や指標の設定方法について検討する。

## 地域との協働の在り方を明記

引き続き次期計画の基本構想においても地域づくり協議会（地域計画）と協働し、まちづくりを進めることを明記する。

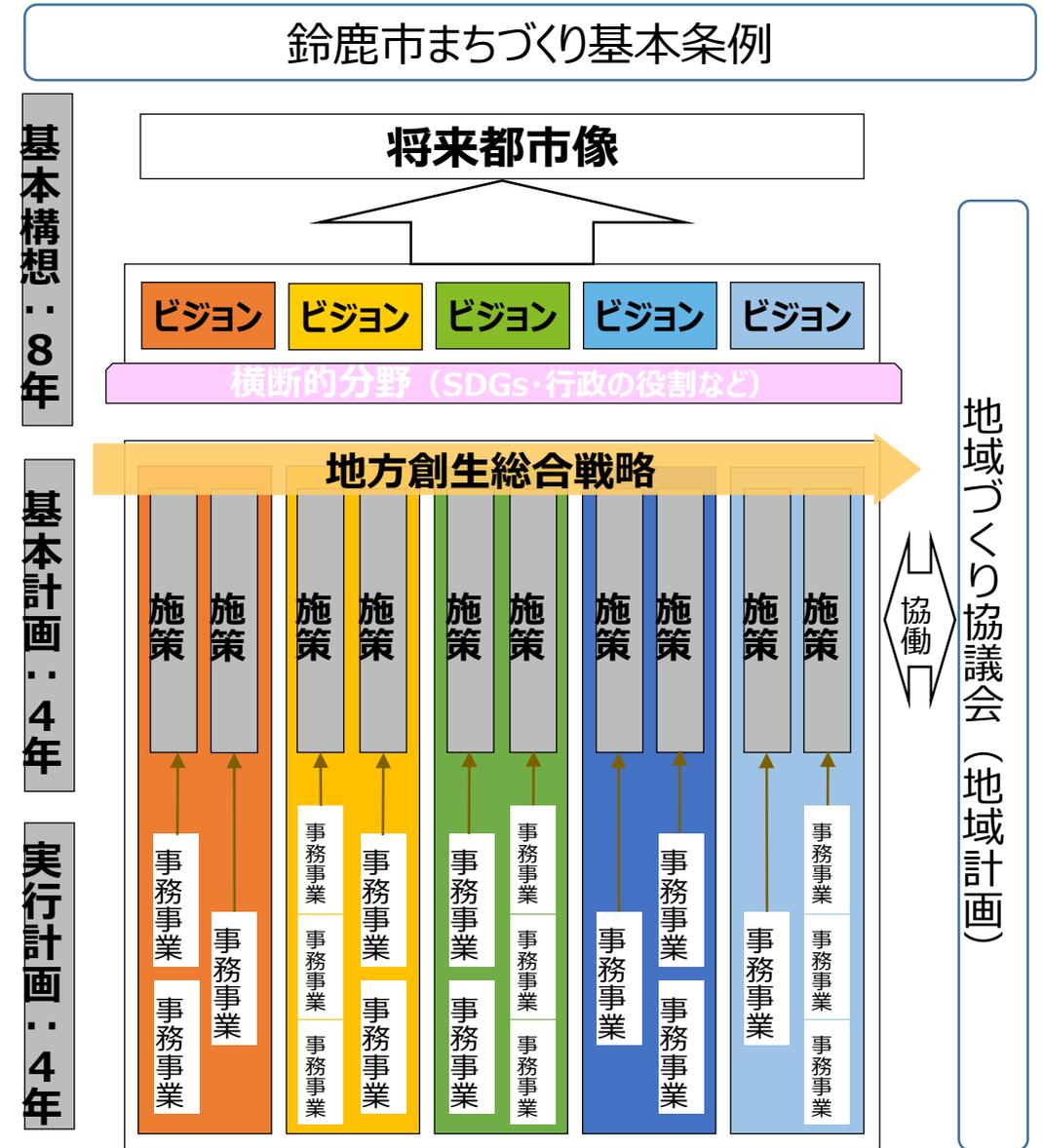
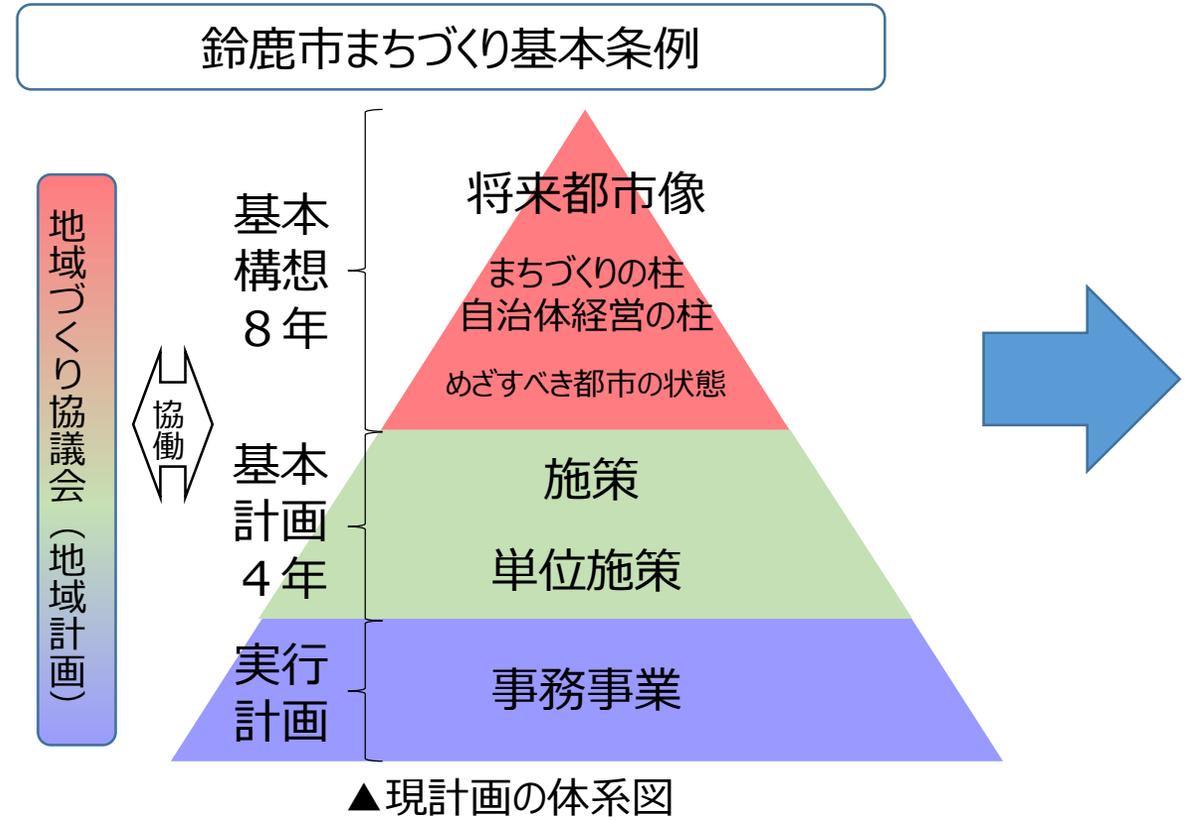
# 4 次期計画の基本方針－計画の構造と期間－

## 計画の構造と期間

計画の構造は、現計画と同様に、「基本構想, 基本計画, 実行計画」の3層構造とし、地方創生総合戦略を統合する。

	計画期間	計画の内容
基本構想	中長期的な展望が必要と考え 8年間	基本構想はまちづくりの基本的な理念を掲げるものとし、将来都市像の達成度を測る全体指標を設定する。
基本計画	市長の任期と合わせた 4年間	基本計画は基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、分野ごとに行政が責任を持って推進する行政経営計画とする。
実行計画	基本計画と合わせて 4年間(毎年見直し)	実行計画は基本計画の施策を実施するための具体的な事業を示すものとし、対象を全ての事務事業とする。

# 5 現計画と次期計画の体系図比較

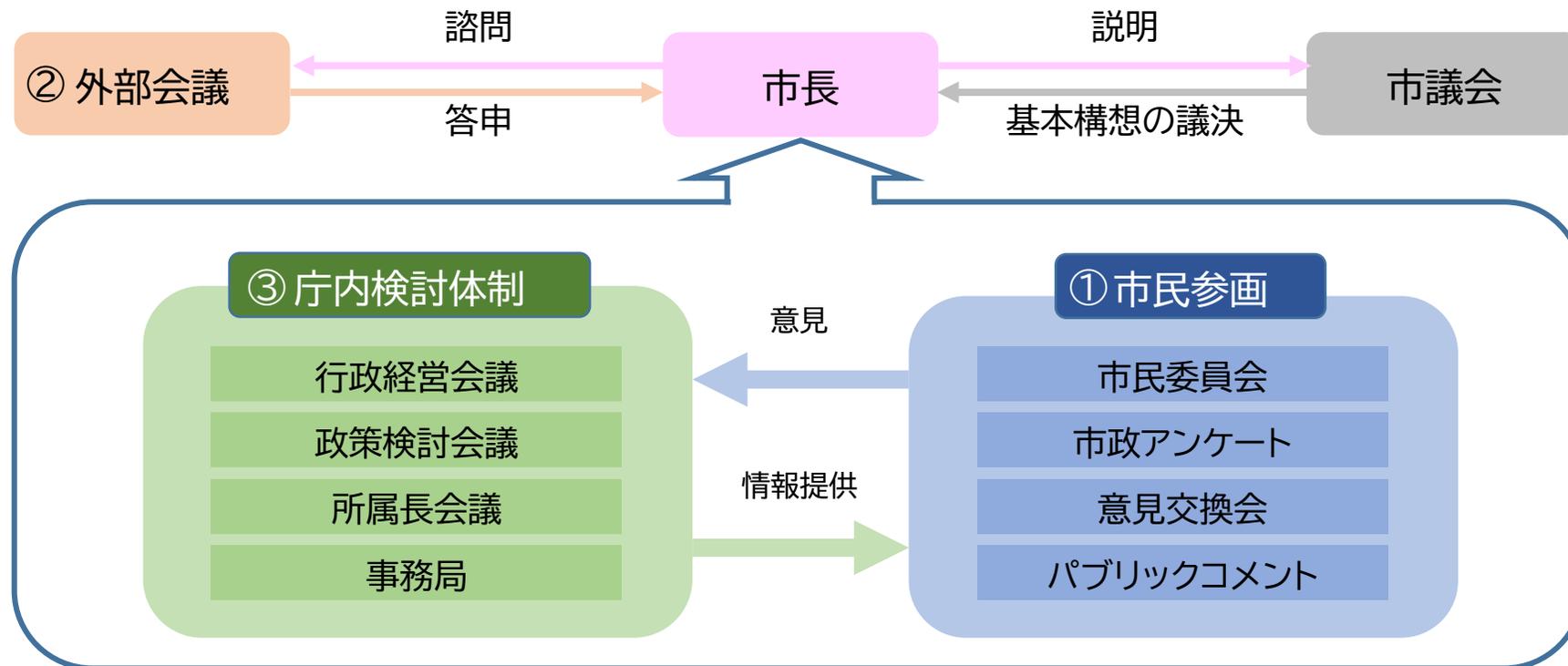


▲次期計画の体系イメージ図

# 6 次期計画の基本方針－策定根拠と検討体制－

## 策定根拠及び議決の範囲

鈴鹿市まちづくり基本条例第17条を策定根拠とする。  
 鈴鹿市議会の議決すべき事項を定める条例に基づき、基本構想の策定に関して議決を行う。  
 議案の提出時期は、令和5年度の市議会9月定例議会を目指す。



▲検討体制イメージ図

# 7 次期計画のスケジュール

時 期	内 容
令和4年10月3日	次期計画の諮問
令和5年6月頃	基本構想のパブリックコメント
令和5年7月頃	基本構想の答申
令和5年7月頃	市議会 令和5年9月議会 議案提出
令和5年11月頃	基本計画のパブリックコメント
令和6年1月頃	基本計画の答申
令和6年2月頃	基本計画について市議会に報告
令和6年3月	次期計画 公表